

年金暮らしの私の確定申告

令和7年2月 足立秀一

毎年2月上旬になると確定申告を行っている。

国税局の「確定申告書作成コーナー」を開き、示される手順に沿って該当項目を埋めて行き、最後はe-TAXで電子送信、出掛ける必要が無く在宅ですべて完了です！

私の年金総額では、確定申告不要の範囲額であるが、国民年金の源泉徴収はありませんが、**企業年金は源泉徴収**されています。

保険控除・寄付控除・医療費控除等の申請すべき控除があるので申告しています。

- ① 保険控除は、生命保険・地震保険・火災保険などです。
- ② 寄付控除は、ふるさと納税（礼品目当て）・ユニセフです。
- ③ 医療費控除は10万円を超えないと申告しても控除額はない様で、去年は申告しなかったが、1割負担が2割負担になったこと及び通院のための交通費も申請できる。その交通費も値上がりしたこともあり、10万円以上になり復活です。

申告すると毎年企業年金の受給額から源泉徴収されている源泉徴収額の範囲内で還付金があります。チョットした春のボーナスです！

と云う事は、全く源泉徴収額（税金の支払い）が無ければ、確定申告は行っても無駄！当然、税金を払っていないのにいくら控除があっても還付などあり得ないですね！

以上